

これを読んで20秒！！

No.660

社 長 の た め の お 勉 強

令和7年3月17日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

「103万円の壁」議論の結論

「103万円の壁」に関して政府が当初国会に提出した令和7年度税制改正法案では所得税の基礎控除の額が48万円から58万円まで引き上げ、123万円まで壁が動くという案であったのですが、最終的に可決された修正案では当初案に加え「基礎控除の特例」が新たに創設されました。

この特例は令和7年分と令和8年分の2年間に限る時限措置であり、基礎控除の額は年取別に4段階に分かれて加算される制度となっており、会社の年末調整等の事務対応が複雑化すると予想されます。

政府が国会に提出した当初予算案が国会審議で修正されるのはなんと29年ぶりであり、「103万円」の壁をめぐる今回の一連の流れが異例の出来事であるということがうかがえます。



郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はこちらにご連絡ください

HORIGUCHI
Accounting & Tax office